

第4 住民投票の対象事項

基本的な考え方

- 1 住民投票の対象事項である「市政の重要な課題」は、本市が想定している住民投票の対象事項の本質と位置付けを明確にするために規定する。
- 2 「市政の重要な課題」であっても、住民投票に付することが適当でない一定の対象事項については、住民投票の対象事項から除外する。

市民検討懇話会での議論・検討内容

自治基本条例第6条では、「市政の重要な課題」に関する市民の意思を直接確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができるとしている。

1 住民投票の対象事項となる「市政の重要な課題」

「市政の重要な課題」とは市民生活に大きな影響を及ぼす重要な問題であり、個々の事案において総合的に判断されるべきものである。そのため、「市政の重要な課題」についての規定は条例上明示する必要があるものの、具体的な事案として確定的に規定することは困難である。

そのため、「市政の重要な課題」については、本市が想定している住民投票の対象事項の本質を外形的に明示することにより、本市における住民投票の対象事項の位置付けを明確にすることを目的として規定する。

住民投票の対象事項となる「市政の重要な課題」については、明らかに該当しない場合を除き、なるべく広く捉えられることが望まれる。

2 住民投票の対象事項から除く必要がある事項

住民投票は、住民全体に関わる案件について直接住民に賛否を問い、その結果を全体の意思であるとみなし、その総意を市政に反映させるものである。そのため、「市政の重要な課題」であっても、住民投票に付することが適当でない一定の対象事項については、住民投票の対象事項から除外する必要がある。この場合、「市政の重要な課題」であっても対象事項から除外されるものについては、住民投票を行うことができないものである。

住民投票条例の制定に当たっては、法令上の制度との整合性、投票の結果が及ぼす影響等を考慮し、次の項目について住民投票の対象事項から除外する必要がある。

(1) 市の権限に属さない事項（ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。）

（具体例）

- ・ 防衛、外交、経済政策といった国の権限で行うもの
- ・ 国道、道道の整備の決定（国道、道道の整備の「要望」は、含まれない。）
- ・ 国、道の機関の存続の決定（国、道の機関の存続の「要望」は、含まれない。）
- ・ 私企業の経営事項（工場の建設等）

※ 市の意思を表明する場合は、住民投票の実施が可能と考えられる。

市の権限に属さない事項については、自ら決定できず、また、実施主体となり得ない事項であるため、住民投票の対象事項から除外する。

しかし、住民投票制度は、その性質から住民の意思が賛否両論に二分されるような事柄を裁定し、団体の意思として表明することを目的として行われるものでもある。また、市の権限のみで解決できないような大きな問題は、地域住民の利益や権利に大きく影響を及ぼす事案であるとも考えられる。

そのため、市の権限が及ばない事案であっても、住民投票の結果により市の意思を表明することを可能とするため、このような場合については住民投票の対象事項とする。

(2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項

（具体例）

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）による直接請求
議会解散請求（地方自治法第76条）
議員の解職請求（地方自治法第80条）
長の解職請求（地方自治法第81条）
- ・ 地方自治特別法の制定に伴うもの
（日本国憲法第95条、地方自治法第261条、第262条）
- ・ 合併協議会設置協議等に伴うもの
（市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条、第5条）
- ・ 日本国憲法の改正に係る国民投票
（日本国憲法第96条、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号））

法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項は、当該法令に基づく手続により住民投票を実施することができるため、住民投票の対象事項から除外する。

(3) 市の組織、人事又は財務に関する事項

(具体例)

- ・ 組織編成、新たな部課の設置
- ・ 職員の人事異動、懲戒の要求
- ・ 予算編成、通常の契約事務

市の組織編成、職員の任免や指揮監督といった人事に関する事項、予算編成や執行といった市の内部管理に関する事項は、決定した政策を効率的、効果的、かつ、確実に執行するための長の執行権の前提であることから、住民投票の対象事項から除外する。

(4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項

(具体例)

- ・ 特定市民への市政功労者表彰の授与
 - ・ 特定の政治団体、宗教団体に関する事項
 - ・ 特定地区の施設建設
 - ・ 特定の学校の統廃合
- ※ 全市的に影響を及ぼす課題と考えられる場合は、住民投票の実施が可能と考えられる。

特定の個人や団体、特定地域の住民といった特定者の権利に関することについて住民投票を実施した場合、多数の意見が少数の意見を封じ込めるおそれがある。また、専ら特定の市民又は地域に関する事項については、市域全体と一部地域における投票結果が異なることも予想されることから、住民投票の対象事項から除外する。

なお、専ら特定の市民又は地域に関する事項であるかどうかについては、個別の事案に応じて具体的に判断されることとなる。

(5) (1)から(4)までに掲げる事項のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

住民投票に付することが適当でない事項について、あらかじめ全てを列挙することは困難である。また、不測の事態や現時点では想定されない事由が生じる可能性についても考慮する必要がある。そのため、(1)から(4)までに掲げる事項のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項については、住民投票の対象事項から除外する。

住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項であるかどうかについては、個別の事案に応じて総合的に判断され、決定される。そのため、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項であるとした場合、市長には、そのように判断した相当の理由と明らかな合理性が求められる。

例えば(1)のただし書「市の意思として明確に表示しようとする場合」により、市の権限に属さない事項であっても市の意思を表明するために住民投票を請求しようとする場合

において、「住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項」であるとして市長が(5)を適用する判断をしたとき、住民投票は実施されないこととなる。

そのため、(5)の適用の判断は、厳格に行われることが求められる。